

- 提供条件書「Xi カケ・ホーダイ」 -

●「Xi カケ・ホーダイ」は、Xi サービス契約約款並びに本提供条件書で規定する利用上の条件に従って提供されます。本提供条件書は、契約約款の一部を構成します。

●本提供条件書に記載の料金プラン、割引サービス、パケット定額サービスその他当社が提供するサービスは、当社の契約約款、利用規約、ご利用規則又は提供条件書等に定めるものをいいます。

「Xi カケ・ホーダイ」は 2014 年 8 月 31 日をもって新規受付を終了しました。

1. サービス概要

「Xi カケ・ホーダイ」は「Xi 総合プラン」向けの通話料定額サービスです。ドコモご契約回線への国内通話が 24 時間定額にてご利用いただけます。

2. 提供条件

(1) ご利用料金

定額料	667 円 (税込 733.7 円)
-----	--------------------

(2) 定額対象となる通話

定額対象の通話	ドコモご契約回線 (5G/Xi/FOMA) への国内通話
定額対象外の通話	◎海外での発着信 ◎デジタル通信 (テレビ電話・64K データ通信) ◎IP電話 ◎(104)(117)(0570)(0180)などの特番 ◎留守番電話サービス利用規約に定める留守番電話サービス(1417)・転送でんわサービス利用規約に定める転送でんわサービス (1421) などの操作用特番 ◎衛星電話・衛星船舶電話 など

(3) 対象となる料金プラン

◎タイプ Xi にねん ◎タイプ Xi

3. 重要事項 (必ずご確認ください)

(1) 定額料について

- 「Xi カケ・ホーダイ」の対象となる通話を実際に利用しない場合でも、定額料がかかります。
- 「Xi カケ・ホーダイ」の定額料は、ご利用日数にかかわらず、日割りで計算いたしません

(2) 適用・廃止時期について

- 「Xi カケ・ホーダイ」をお申込みいただいた場合、「お申込み後からの適用」「翌月からの適用」のどちらかを選択できます。
- 廃止をお申込みの場合、「廃止月末まで適用」となります。また、対象外の料金プランへ変更された場合は、「変更時までの適用」となります。

- 以下に該当する場合は「Xi カケ・ホーダイ」は廃止となります。
  - ・「タイプ Xi にねん」「タイプ Xi」以外の料金プランに変更した場合
  - ・電話番号保管をお申込みいただいた場合
  - ・ご契約回線を解約した場合

#### (3) ご利用料金について

- ご利用料金には、通話終了時の料金プラン・割引サービスが適用されます（Xi カケ・ホーダイを当月末で廃止された場合などは、廃止当月と翌月をまたがる通話は Xi カケ・ホーダイの対象外となります）。
- Xi カケ・ホーダイご契約の場合、2 か月くりこし、ファミリー割引・ビジネス通話割引グループ内の共有は Xi カケ・ホーダイの定額料には適用されません。
- 名義変更・承継をお申込みされる場合、Xi カケ・ホーダイは引き継がれます。この場合、名義変更・承継当月の定額料は、1か月分のみとなります。
- Xi サービスを全く利用できない状態を当社が認知した時刻から起算して 24時間以上その状態が連続したとき、その日数に対応する「Xi カケ・ホーダイ」の月額料金は支払いを要しません。
- ワイドスターII（船舶）およびワイドスターⅢへの通話料は 30 秒ごとに 50 円（税込 55 円）となります。

#### (4) 「Xi カケ・ホーダイ」のご利用について

- 「Xi カケ・ホーダイ」ご契約中にドコモご契約回線に発信した場合、呼び出しの音の前に「ドコモ♪」という呼び出し音が約 1 秒間鳴ります。
- 発信時に「ドコモ♪」という呼び出し音が聞こえた場合でも、通話終了時まで「Xi カケ・ホーダイ」を廃止された場合など、無料通話とならない場合があります。
- 通話が連続して長時間におよぶなど、当社設備に影響をおよぼすと当社が判断した場合は、当該通話を切断することがあります。
- 「Xi カケ・ホーダイ」ご契約回線からの発信で、以下の条件を満たすと当社が判断した場合は、国内通話定額の対象外となり、20 円/30 秒(税込 22 円/30 秒) (64kb/s デジタル通信モードによる通信の場合は 36 円/30 秒(税込 39.6 円/30 秒)) で通信料を課金することがあります。また、その場合であっても基本使用料は日割・減額されません。

- ◎ 当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるとき。
- ◎ Xi サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じるとき。
- ◎ その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。
- ◎ 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ているとき。
- ◎ 一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものであるとき。
- ◎ 音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続するとき。
- ◎ その他当社の業務の遂行上支障が生じるとき。
- ◎ Xi 契約者が上記に規定する行為を一定期間継続する又は継続するおそれがあるときの、その Xi 契約者から行われる全ての通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードによる通信。

#### 4. その他の注意事項

- 当社は、「Xi カケ・ホーダイ」の一部又は全部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、「Xi カケ・ホーダイ」ご契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、「Xi カケ・ホーダイ」の全部が廃止された場合は、当該時点をもって「Xi カケ・ホーダイ」ご契約は自動的に終了するものとします。
- 当社は、前項の規定により「Xi カケ・ホーダイ」の全部を廃止するときは、廃止の期日等を「Xi カケ・ホーダイ」ご契約者

へ通知します。また、「Xi カケ・ホーダイ」の一部又は全部を廃止したことにより「Xi カケ・ホーダイ」のご契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

□提供条件書について

- 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- 本提供条件書の記載事項を変更する場合は、個別に通知する方法または当社のホームページに掲示する方法により説明します。
- 最新の提供条件書、および各契約約款、利用規約、ご利用規則は、当社のホームページに掲載しますので、ご確認ください

≪株式会社NTTドコモホームページ≫ <http://www.nttdocomo.ne.jp/>

■更新履歴

2013年8月1日 初版作成

2013年10月1日 商号変更に伴う社名修正

2014年4月1日 消費税率変更に伴う表示金額の改定、日割り計算開始に伴う記載追加

2019年10月1日 金額表記を税抜に統一

2020年3月25日 民法改正に伴う改版

2021年4月1日 金額の税込表記に伴う改版

提供条件書「Xi カケ・ホーダイ」(2021年4月1日版)